

平成21年10月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 坂本香織

平成21年(ホ)第3265号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第8867号)

口頭弁論終結日 平成21年9月14日

判 決

東京都杉並区井草5-17-14井草第2みどりの里503

控訴人 (原告) 安 井 幸 一

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人 (被告) 国

代表者法務大臣 千 葉 景 子

指 定 代 理 人 島 崎 伸 夫

同 藤 原 裕 美

同 新 田 慎 二

同 岩 川 勝

同 辻 正 剛

同 荏 原 敏 之

同 鎌 塚 俊 充

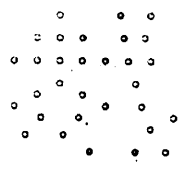
同 小 林 聡

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

東 京 高 等 裁 判 所



## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、140万円及びこれに対する平成20年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、タクシーの乗務員である控訴人が、被控訴人はタクシー車内での乗客及び乗務員による喫煙を禁止する措置を執るという規制権限を行使すべきであったのにこれを違法に怠ったため、控訴人が受動喫煙を余儀なくされ、車内での喫煙を禁止するタクシー営業をする利益を侵害され、健康被害や精神的苦痛等を被ったなどと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料140万円及びこれに対する平成20年3月1日(訴状送達の日翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が控訴した。

- 2 本件における前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、下記3に控訴人の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1ないし5(原判決2頁7行目から同11頁2行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 控訴人の当審における主張
  - (1) 被控訴人が、喫煙車を通常の営業とし、禁煙車として営業する場合にのみ認可を得ることを義務付けたのは憲法及び独占禁止法の保障する営業の自由

を侵害するものである。また、禁煙タクシーとして乗客に快適サービスを提供したいとの控訴人の思想・良心の自由を侵害するものでもある。さらに、憲法14条1項に違反するとともに、公務員が喫煙者たる一部の奉仕者になっているものであり憲法15条にも違反する。国民である控訴人は、憲法13条に反して個人として尊重されず、生命・自由及び幸福を追求する権利を侵害され、身勝手な喫煙で毒物を吸わせられ奴隷的に拘束されるものである。

(2) 国は、憲法25条2項により公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。健康増進法25条は受動喫煙防止義務を定めている。また、労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進することを目的として制定され、同法22条、71条、71条の4は、国が、事業者が講ずる快適な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するための必要な援助に努めることを求めている。そして、副流煙の充満は安全運行を阻害するものであるところ、交通安全対策基本法11条は、「国は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。」と規定しているのである。このような規定にかんがみると、被控訴人には控訴人の主張するところの禁煙措置を講ずるべき作為義務があるというべきである。

(3) 被控訴人は、受動喫煙に関する世界中の医学文献や論文を検討したアメリカ合衆国公衆衛生長官報告が出された1972年には受動喫煙による健康被害を認識し、又は認識し得たため、この時点で故意、過失が認められる。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。そのように判断する理由は、下記2に付加ないし補足するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1（原判決11頁4行目から同16頁2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2(1) 国家賠償法1条1項にいう違法とは、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照）、規制権限の不行使という不作為が国家賠償法上違法であるというためには、当該公務員が規制権限を有し、規制権限の行使によって受ける国民の利益が国家賠償法上保護される利益である（反射的利益ではない。）ことに加えて、上記権限不行使によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、当該公務員が規制権限を行使すべき義務（作為義務）が認められ、上記作為義務に違反することが必要と解すべきである。そして、権限の行使に裁量が認められる場合には原則として作為義務違反は生じないが、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、規制権限行為の作為義務が認められ、権限不行使は、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となると解される（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁、最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁）。

(2) ところで、本件では、国土交通大臣が有する道路運送法11条3項に基づ

く標準運送約款を定める権限と同法13条6号に基づく国土交通省令を定める権限の行使が問題となり得るところである。なお、これらの権限行使については国土交通大臣に広範な裁量が認められることは明らかである。

ア このうち道路運送法11条3項は、行政手続を簡素化し、事業を運営する者の便宜を図ることを目的とするものであって、その目的に沿って国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合には、同条1項の認可手続が不要とされるのであり（原判決12頁24行目から同13頁6行目まで）、控訴人の主張するようなタクシー乗務員の健康や営業上の利益を保護することを直接の目的とするものではないと解されるのである。そのことに加え、控訴人においては、国土交通大臣に対し控訴人の主張する内容の条項を含む運送約款の認可を申請することができ、それにより自己に生ずると主張する不利益を回避することが可能であること、そして、現に昭和62年に控訴人は車内で喫煙する乗客の乗車を拒否できる旨を定めた運送約款の変更認可を申請し、昭和63年2月にはその認可を受けていることを勘案すると、控訴人の主張する昭和57年以降の時点において、国土交通大臣が、同条3項に基づいて控訴人の主張するような内容の標準運送約款を定めるという権限を行使しなかったことが、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認めるに至らないというべきである。

イ また、同法13条6号に基づく国土交通省令である本件規則13条は、乗客の運送の引受け又は継続を拒絶することができる場合として、乗客が喫煙をする場合を掲げていないが、道路運送法及び本件規則は、輸送の安

全の確保及び道路運送利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることをその目的とするものであって、運送の引受けの拒絶に関する道路運送法13条及び本件規則13条の規定も、主として輸送の安全の確保と道路運送利用者の利便の確保との調整の観点から定められているもので、タクシー乗務員の健康等の利益保護を直接の目的とするものではないと解される。そのことに加え、本件規則は、タクシー事業者の営業の自由の観点から、基本的には事業内容の決定を各事業者の自由に委ねていると解される所（原判決14頁6行目の「また」から同8行目まで）、タクシー事業者の中には、喫煙者を含む利用者のニーズ等を勘案して乗客の喫煙を許容した上での事業活動を希望する者がいることも考えられるところであるから、このような事業者の営業上の利益をも考慮する必要がないとは直ちにいえないこと、上記のように、控訴人において、控訴人の主張する内容の条項を含む運送約款の認可を申請することができ、それにより自己に生ずると主張する不利益を回避することが可能であること、現に昭和62年に控訴人は車内で喫煙する乗客の乗車を拒否できる旨を定めた運送約款の変更認可を申請し、昭和63年2月にはその認可を受けていること等を勘案すると、国土交通大臣が、控訴人の主張する昭和57年以降の時点において、本件規則13条を改正して喫煙者の乗車を拒否すべき旨を規定しなかったという権限不行使が、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認めるには至らないというべきである。

ウ なお、控訴人は、その他、作為義務の根拠として種々の規定を取り上げて主張するが、これらの規定は、控訴人の主張する被控訴人の作為義務

務を根拠付けるに足りるものとはいえない。

3 結論

以上によると、その余の点について判断するまでもなく控訴人の請求は理由がないことになる。

よって、原判決は正当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 大 坪 丘

裁判官 宇 田 川 基

裁判官 足 立 哲

これは正本である。

平成21年10月21日

東京高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 坂本 香

